

レストラン運営事業者募集要項

彩の国さいたま芸術劇場

埼玉会館

平成28年8月

公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団

目次

	ページ
1 募集の目的	2
2 彩の国さいたま芸術劇場／埼玉会館の概要	2
3 募集の概要	3
4 応募資格	4
5 応募手続き	4
6 説明会及び現地見学会	5
7 質問及び回答	5
8 審査・選定	5
9 契約先候補者の決定方法	6
10 契約の相手方の決定方法	6
11 その他	6
【参考】募集スケジュール	7
資料1 営業条件・管理条件	8
【様式第1号】提案参加申込書	11
【様式第2号】会社（業務）概要書	12
【様式第3号】企画提案書	13
【様式第4号】質問書	23
別紙1 彩の国さいたま芸術劇場の配置図	
別紙2 埼玉会館の配置図	

1. 募集の目的

公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団（以下「財団」という）が管理・運営を行う彩の国さいたま芸術劇場及び埼玉会館はレストラン等の飲食提供関係施設を設けている。

彩の国さいたま芸術劇場及び埼玉会館の特徴を生かした魅力ある施設づくりや賑わいの創出を一層進めるため、改修工事中の埼玉会館がリニューアルオープンする平成29年4月から、財団が両館のレストラン等の運営を合わせて委託する事業者（以下「事業者」という）を新たに選定することとし、受託を希望する事業者を募集するものである。

2. 彩の国さいたま芸術劇場／埼玉会館の概要

【彩の国さいたま芸術劇場】

（1）施設概要

- ・所在地 さいたま市中央区上峰3-15-1
- ・開設年月日 平成6年10月15日
- ・建築面積 10,765.03㎡ / 延床面積 23,855.81㎡
- ・構造 鉄筋鉄骨コンクリート造及び鉄筋コンクリート造 地下2階・地上4階
- ・主要施設
ア 大ホール（客席776席）
イ 音楽ホール（客席604席）
ウ 小ホール（客席266～346席）
エ 映像ホール（客席150席）
オ 稽古場（大稽古場、中稽古場（2室）、小稽古場（3室））
カ 練習室（大練習室、中練習室、小練習室（4室））
キ レストラン、カフェテリア、ビュッフェ
ク 舞台芸術資料室
ケ 地上・地下駐車場（155台）

（2）開館日数等

	平成26年度	平成27年度
開館日数	323日	326日
施設利用者数	349,594人	327,368人

【埼玉会館】

（1）施設概要

- ・所在地 さいたま市浦和区高砂3-1-4
- ・開設年月日 昭和41年5月27日
- ・建築面積 2,722.92㎡ / 延床面積 18,414.54㎡
- ・構造 鉄筋鉄骨コンクリート造 地下3階・地上7階・塔屋
- ・主要施設
ア 大ホール（客席1,315席）
イ 小ホール（客席504席）
ウ 会議室（16室）、和室、ラウンジ
エ 展示室（3室）
オ 食堂、特別食堂
カ 地下駐車場（39台）

(2) 開館日数等

	平成 26 年度	平成 27 年度
開館日数	345 日	174 日
施設利用者数	703,717 人	330,885 人

※平成 27 年度は、大規模改修工事に伴い、半年間（4 月から 9 月まで）の営業。

3. 募集の概要

(1) 募集内容

- ・対象施設内のレストラン、カフェテリア、ビュッフェコーナー、食堂、ワインコーナー（以下、「レストラン等」という）での飲食提供及びその管理業務

※なお、飲食提供以外の営業業務を加えることも可とします。企画提案書に内容を記載下さい。

(2) 飲食提供関係施設の概要

施設名	場 所	面積
彩の国さいたま芸術劇場	レストラン	233.20 m ²
	カフェテリア	96.40 m ²
	ホールのビュッフェコーナー (大ホール、音楽ホール、小ホール)	13.81 m ² (大ホール) 12.40 m ² (音楽ホール) 6.85 m ² (小ホール)
	駐車場 (顧客用・職員用)	8 台分
埼玉会館	食堂 (1 F)	182.69 m ²
	特別食堂・配膳室 (2 F)	192.47 m ²
	大ホールワインコーナー	26.31 m ²
	厨房 (B 3 F)	210.32 m ²
	駐車場 (職員用)	2～3 台分

※さいたま芸術劇場と埼玉会館の両館について、管理運営業務を行うことを条件とする。

(3) 契約期間

- ・平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 3 年間
(当財団が埼玉県から指定管理者として指定を受けている期間)

(4) 受託者選定のポイント

①文化施設に相応しい出店コンセプト

- ・文化施設に相応しく、芸術文化の向上に資する出店コンセプト。
また、施設周辺の類似業態店舗との差異を考慮した独自性。

②賑わいの創出

- ・両館の立地する地域の特性や両館の特徴を生かしたレストラン等の運営による、施設利用を目的とした来館者だけでなく、地域の方々や地域を来訪するの方々への飲食提供による、施設を拠点とした地域の賑わいの創出。

③財団との連携、協力

- ・財団が主催する公演内容と連動した商品・サービスの提供や各種イベントへの協力など、財団実施事業への協力。

④ホスピタリティの維持向上

- ・店舗は清潔感のある外観、装飾とし、車椅子利用者等にも配慮すること。
- ・店舗に対する要望や意見を把握し、利用者に対し、きめ細やかな柔軟な対応に努め、常に質の高いサービス、ホスピタリティを発揮すること。

(5) 営業条件・管理条件について

- ・資料1「営業条件・管理条件」のとおりとする。

4. 応募資格

以下のすべてに該当すること。

- ① 平成28年4月1日現在において、飲食業について3年以上の経営実績を有し、必要な営業資格を有する法人事業者であること。
- ② 公の施設や同規模施設での飲食店舗の管理運営実績があり、安全かつ魅力的に実施する運営力や信頼性を有すること。
- ③ 過去3年間、食中毒や火災などの事故がないこと。
- ④ 埼玉県内に営業所(店舗)、製造工場、調理場または仕入先等を有し、迅速・安全・衛生的に食品を搬送できること。
- ⑤ 事業者の負担すべき経費について、負担能力があること。
- ⑥ 事業税等の滞納がないこと。

5. 応募手続き

(1) 提出書類及び部数

提出書類	内容	部数
①提案参加申込書	様式第1号	1部
②会社(業務)概要書	様式第2号 ※会社の概要が分かる資料(パンフレット)があれば添付する	1部
③資格・免許等	業務内容に資格・免許等が必要とされる場合には、その資格、免許等の写し ※飲食店営業許可証、食品衛生責任者資格者証等	1部
④登記事項証明書	履歴事項全部証明書	1部
⑤納税証明書	直近3年分の法人事業税の納税証明書、法人税又は所得税及び消費税の納税証明書	1部
⑥財務諸表類	直近3年分の貸借対照表、損益計算書の写し	1部
⑦企画提案書	様式第3号 【記載内容】 1. レストラン等の業務内容に係る企画提案 (1)レストラン等の運営方針及び収支計画 (2)管理手数料 (3)営業時間 (4)メニュー、サービスの構成及び価格設定の特徴 (5)賑わいの創出につながる取組み (6)その他自由提案	1部

	<p>2. 実施体制に係る企画提案</p> <p>(1)従業員の配置計画、接遇教育及び利用者からの要望・苦情等への対応</p> <p>(2)地域及び財団への貢献</p> <p>(3)危機管理及び安全管理</p>	
--	---	--

※ 証明書は提出日前3か月以内に発行されたものに限る。

(2) 書類作成の注意

- ・提出書類は証明書、資格・免許等の写し以外できる限りA4サイズとする。
- ・企画提案書は、分かりやすく簡潔に記載する。
- ・提出書類は、一切返却はしない。

(3) 提出期間

- ・平成28年8月22日（月）から9月5日（月）まで（必着）

(4) 提出方法

- ・持参または下記の住所へ郵送（書留郵便に限る）すること
〒338-8506 さいたま市中央区上峰3-15-1
（公財）埼玉県芸術文化振興財団 経営企画課 相澤・島田
電話 048-858-5502 FAX 048-858-5515

6. 説明会及び現地見学会

説明会と現地見学会を実施するので、希望される場合は事前に電話で申し込みをすること。下記日程以外で希望する場合は、個別に相談すること。

- ・日 時 平成28年8月22日（月）午後3時30分～午後4時30分
- ・場 所 彩の国さいたま芸術劇場 2F会議室2・3
- ・申込み締切 平成28年8月22日（月） 午前10時まで
- ・連絡先 （公財）埼玉県芸術文化振興財団 経営企画課 相澤・島田
電話 048-858-5502

7. 質問及び回答

本募集要項について質問がある場合は、様式第4号「質問書」を5（4）に掲げる提出先にFAXで提出すること。（送信後、電話で受信確認すること。）

- ・受付期間 平成28年8月22日（月）午前9時から
平成28年8月29日（月）午後5時まで
- ・回 答 平成28年8月30日（火）以降に、回答予定

8. 審査・選定

応募資格ほか提出資料を確認後、以下の方法で契約先候補者を選定する。

(1) 応募者が5者を超える場合

- ①第一次審査（書類審査）： 9月中旬（予定）
- （ア）企画提案書ほか提出書類に基づく書類審査を実施する。
- （イ）第一次審査の結果は提案者全員に通知文書を送付する。

- (ウ) 第一次審査通過者には、第二次審査（プレゼンテーション）を行う。
- ②第二次審査（プレゼンテーション）： 9月中旬（予定）
 - (ア) 企画提案書の内容について、プレゼンテーションを行う。
 - (イ) プレゼンテーションの日程、場所及び実施方法については、第一次審査の結果とともに別途通知する。
 - (ウ) 審査の結果は、9月中旬（予定）にプレゼンテーション実施者全員に通知文書を送付する。

(2) 応募者が5者以下の場合

- ①応募書類の審査と平行して、企画提案書の内容についてプレゼンテーション（9月中旬予定）の審査を実施する。
- ②プレゼンテーションの日程、場所及び実施方法については、別途通知する。
- ③審査の結果は、9月中旬（予定）にプレゼンテーション実施者全員に通知文書を送付する。

9. 契約先候補者の決定方法

財団が別途開催する「飲食提供業務等運営受託者選定委員会」において、提出された企画提案書及びその他提出書類に基づき、企画提案の内容や業務実施能力などを総合的に審査し、最も評価が高かった提案者を契約先候補者に決定する。

10. 契約の相手方の決定方法

- (1) 業務内容に関する細目項目について、提案された内容を加え、契約先候補者と財団の間で協議の上、委託契約書を締結する。
- (2) 以下の場合には、事業者の内定を取り消すものとする。
 - ①提出書類に虚偽の記載があったとき。
 - ②正当な事由なく契約手続きに応じなかったとき。
 - ③「4. 応募資格」に掲げる要件に適合しなくなったとき。
 - ④事業者の経営環境の変化等により、企画提案した事業の運営が確実に履行できないと判断したとき。
 - ⑤著しく社会的信用を損なう行為等により、事業者としてふさわしくないと判断したとき。
- (3) 上記による内定の取り消しまたは内定の辞退があった場合には、次点者を繰り上げるものとする。

11. その他

本件への応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

【参考】募集スケジュール

項目	日時・期間	備考
募集要項配布	～9/5(月)まで	HP上に掲載
提案参加申込書等提出期間	8/22(月)～9/5(月)	関係書類も提出
説明会及び現地見学会	8/22(月) 15時30分～	事前申込が必要
質問書提出	8/22(月)～8/29(月)	
質問に対する回答	8/30(火)以降	
書類審査及びプレゼンテーション	9/中旬(予定)	日程は別途連絡
選定結果の通知	9/中旬(予定)	

営業条件・管理条件

1. 営業内容に関する条件について

(1) 営業日・営業時間

- ・対象施設における開館日、開館時間に従って営業すること。

【彩の国さいたま芸術劇場】

開館日数 年325日程度

開館時間 午前9時から午後10時までの間

【埼玉会館】

開館日数 年340日程度

開館時間 午前9時から午後9時30分までの間

(2) 実施体制

- ・従業員は、公共施設での業務であることの自覚を持ち、清潔感のある身なりで業務にあたり、利用者に対して誠意ある接客対応を行うこと。
- ・利用者からの要望、クレームに対しては、誠意を持って対応し、重要な内容とその対応状況は、財団に対して報告すること。
- ・従業員の地元雇用や地元の食材等の使用など、地域への貢献に配慮すること。
- ・財団が実施する自主企画事業やイベント、大規模災害時における協力など、施設運営に協力すること。
- ・レストラン等で万一事故が発生した場合、事業者の責任において速やかに対応できるよう安全管理を行うとともに、大規模災害時においても、業務が継続できるような体制とする。

(3) 飲食営業の許可等の取得

- ・飲食営業に関して必要な許可等は事業者が取得し、財団に報告を行うこと。なお、これに必要な費用は事業者が負担すること。

(4) 再委託の禁止

- ・事業者は契約に基づく全部または一部について、第三者に譲渡・転貸または担保に供する等一切の行為をすることはできない。
- ・また、第三者への再委託による運営も禁止する。

(5) 契約満了・解除時の留意事項

- ・事業者は、業務委託契約が終了した時は、直ちに自己の費用により原状回復をすること。(契約解除の場合も同様)
- ・事業者は、造作・什器・機器等の買い取り並びに必要な費及び有益費の償還等の請求を行うことはできない。(契約解除の場合も同様)
- ・契約終了、契約解除の際は、次の事業者への引継ぎに全面的に協力すること。

(6) 損害賠償

- ・事業者は、業務の遂行にあたって、第三者または財団に損害を与えた場合、事業者の責任において賠償しなければならない。
- ・保健所、消防署等の行政指導により、財団が事業者に対して業務の停止を命じたときは、事業者は直ちに従うこと。また、事業者はその結果生じる損害の賠償その他一切の請求をすることはできない。
- ・事業者は生産物賠償責任保険に加入し、当該保険証書の写しを財団に提出すること。

(7) その他

- ・通路上等に看板や案内板を設置する場合、財団に事前協議し、承認を得ること。
- ・飲食物のメニュー・価格を改定する場合、財団に事前協議し、承認を得ること。
- ・施錠管理は、財団から指示を受けた方法によること。
- ・食材等の搬入時間、搬入経路及び廃棄物等の搬出は、施設利用者に影響のないよう配慮し、財団から指示を受けた方法によること。
- ・施設における喫煙は、財団の指定した場所で行うこと。
- ・レストラン等の衛生管理等を徹底するとともに、営業に伴い生じる廃棄物は、適切に管理、処分すること。
- ・レストラン等及びその周辺を清潔に保ち、施設の美観、衛生環境を損なわないようにすること
- ・施設内の設備点検や防災訓練等、運営上必要な事項に対する要請が財団からあった場合は、全面的に協力すること。
- ・その他、営業に際し必要な事項が発生した場合は、都度財団と協議すること。
- ・以下に該当するときは、契約を取り消し、又は変更することがある。
 - ア 天変地異等により営業場所が使用不能になったとき
 - イ 事業者が契約条件に違反をしたとき
 - ウ 事業者が応募者の資格を失ったとき
 - エ 埼玉県が財団に対する彩の国さいたま芸術劇場及び埼玉会館の指定管理者の指定を取り消す等の場合

2. 管理条件について

(1) 管理手数料の支払い

- ・営業許諾、施設使用料にかかる受託経費として、下記のとおり固定手数料と売上の一定割合を変動手数料として財団あてに支払うこと。

	支払頻度	さいたま芸術劇場	埼玉会館
固定手数料	月次	年額 6,000,000 円以上 (月額 500,000 円以上)	
変動手数料 (売上に対し一定割合)	四半期	売上に対し、 3%以上の支払い	

※上記手数料は最低限の比率です。これ以上の管理手数料を提案すること。

提案に際して、金額とその収支等の考え方について説明すること。

- ・納付時期及び方法

固定手数料は、当該月の月末までに、変動手数料は、別途財団が指定する期日までに、財団が指定する口座に振り込むこと。

(2) 備品等調達、修繕費用

- ・施設内に新たに設置する厨房機器・照明等の設備・業務に必要な用度品に関する費用は、事業者の負担とする。また、当初から備え付けされた設備・備品等に関する維持管理、修繕費用については、消防用設備を除き事業者の負担とする。
- ・なお、当初から備え付けされた設備・備品等について、修繕・更新等する場合は、財団に事前協議し、承認を得ること。

※備え付けの備品等の一覧は、説明会にて配布する予定である。

また、大規模改修工事に伴い、埼玉会館の備品等は更新する予定である。

(3) 経費負担区分

- ・以下については、事業者が負担することとする。

- ①光熱水費（電気・ガス・上下水道）
- ②清掃費（ゴミフィルター、ゴミ置き場清掃を含む）
- ③汚泥及び廃棄物処理費
- ④店内・厨房等の消毒費（害虫・ネズミ駆除費用等）
- ⑤消耗品費、電話料等
- ⑥営業に必要な什器備品等の調達費用
- ⑦内装及び厨房設備等の修繕費

※なお、光熱水費については、財団が指定する方法により期限までに納付すること。

(4) その他

- ・契約保証金は免除する。
- ・毎月の売上金や利用者数など定期的な報告事項を遵守すること。
- ・レストラン備え付けの厨房、設備、備品等の使用料については、上記（1）の固定手数料に含むものとする。